

## 第6 国民運動計画としての取組の充実に向けて

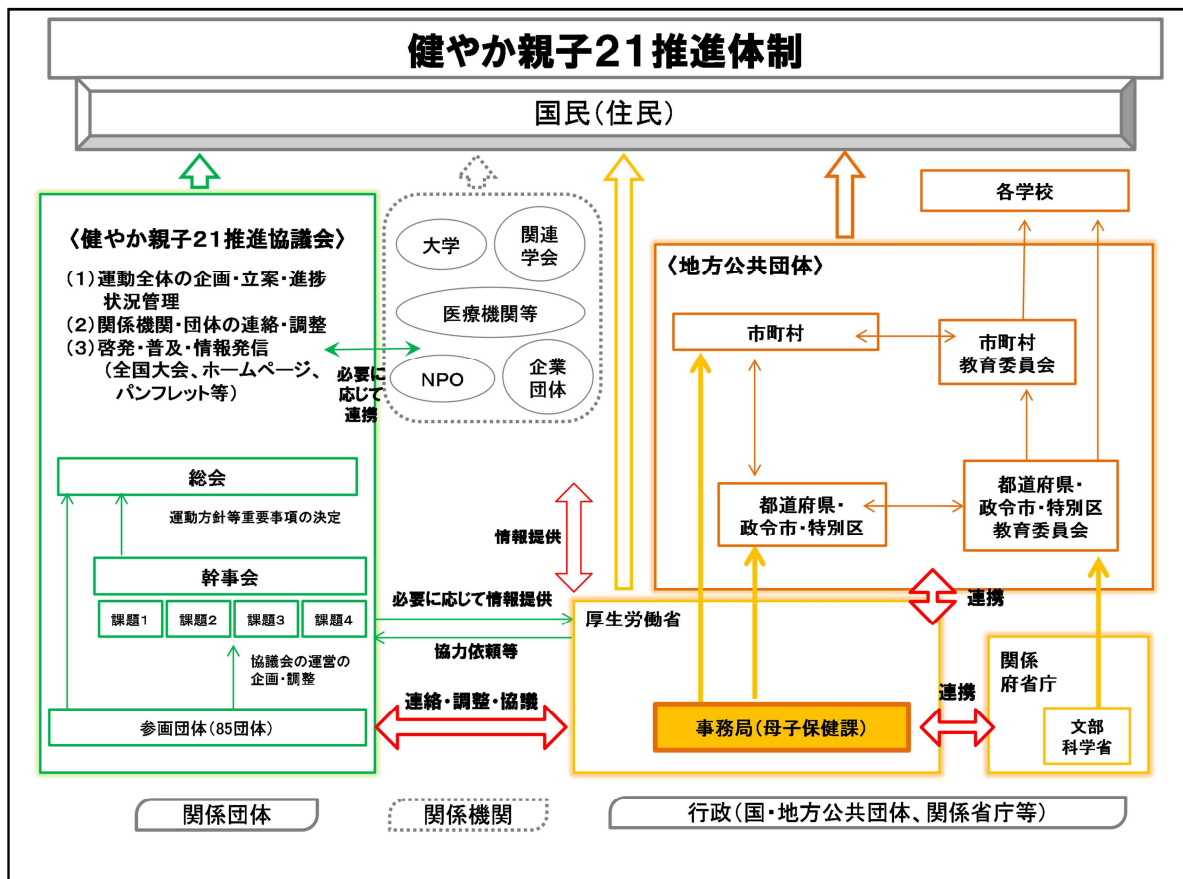
### 1 国民運動計画としての取組の推進体制

「健やか親子21（第2次）」においては、現行の「健やか親子21」に引き続き、関係者や関係機関・団体が一体となって、「すべての子どもが健やかに育つ社会」を築いていけるよう推進を図っていく。

そのためには、関係者が、それぞれの特性や専門性などの強みを活かしつつ、参画できるような体制とすることが求められる。

現行の計画では、これまで主に「行政機関（国、地方公共団体）」と「健やか親子21推進協議会」を中心とした推進体制（図1）であったが、「健やか親子21（第2次）」において掲げられた課題の達成に向けては、保健、医療、福祉、教育、労働等、幅広い分野から取組に参画してもらうことが重要である。このため、これまで参画してきた関係者だけに留まらず、民間団体等の多種多様な関係機関とも連携しつつ、国民運動としての機運を高め、取組を強化するため、幹事会の位置付けや役割も含めて、具体的な取組体制及び方策について検討していく。

図1 現行の「健やか親子21」推進体制のイメージ図



## **(1) 国民の主体的取組の推進**

「健やか親子21（第2次）」では、子どもやその親への支援だけでなく、地域も含めた親子を取り巻く温かな環境を形成することを目指す。そのため、すべての子どもが健やかな生活を送ることができるよう、国民一人ひとりが環境づくりへの関心と理解を深め、主体的に取り組むことが必要である。

また、現行の計画では、対象者に向けた関係団体の取組が中心であったため、子どもや母親等「健やか親子21」の当事者が主体となった取組や活動が必ずしも十分ではなかった。今後は、当事者である子どもや母親等が主体的に活動できるよう取組を進めることが求められる。

## **(2) 「健やか親子21」推進協議会及び各参画団体の活動の更なる活性化**

「健やか親子21」推進協議会はスタート当時は50団体であったが、現在は85団体が参画し、各団体が幹事会を中心に活動してきた。また、多くの団体において、団体のホームページ等で、その取組内容を公表するなど啓発が進められてきたところである。一方で、事業や成果については、評価や検証が十分になされていない状況であり課題が残る。

「健やか親子21（第2次）」においては、課題の達成に向け、団体同士の連携した取組をより推進するため、各団体の活動内容や活動スケジュールの情報を共有するなど、有機的につながる体制を構築することが求められる。このため、これまで対象となるライフステージ別に連携、調整等を行ってきたが、「健やか親子21（第2次）」では、個別の課題や職域関連別、地域別など、取組を推進する団体等が活動しやすく、連携しやすい柔軟な仕組みを取り入れることも必要である。

さらに、学術団体や職能団体、当事者が組織する団体など、様々な関係者が存在する。そこで、現行の計画の評価で課題として挙げられた事業の評価や成果の検証、健康格差等に関する調査研究等については、学術団体と連携し、また、支援者の育成や好事例の展開等については、職能団体などと連携するなど、実施体制の有機的な連携を検討していくことが重要である。

## **(3) 企業や学術団体等との連携、協働による取組推進の体制づくり**

現行の計画では、「行政機関（国や地方公共団体）」や「健やか親子21」推進協議会など関係団体による「健やか親子21」に直接関係する対象者に向けた取組が中心であり、必ずしも企業や学術団体等と連携、協働した社会全体の運動とはなっていなかった。

そこで、今後は、国民運動としての幅を一層広げる観点から、子育て等に関連する事業を展開する企業や学術団体等の取組と連携した普及啓発活動等を模索していくことも意義があると考えられる。

なお、企業や学術団体等と協働するにあたり、「健やか親子21」に参画する企業が、次世代の子ども健康や子育てをする親などの当事者を支援することが、企業の広報活動や社会貢献にもつながるといった双方にとってメリットのある仕組みとなるような工夫が求められる。

特に産業界においては、「健やか親子21」の趣旨を踏まえ、商品やサービス等の提供を通じて、すべての子どもが健やかに育つ社会づくりに貢献することを、国民に広く伝えられるような登録制度などを検討することは、「健やか親子21」に参画する上でのインセンティブとなり得る。

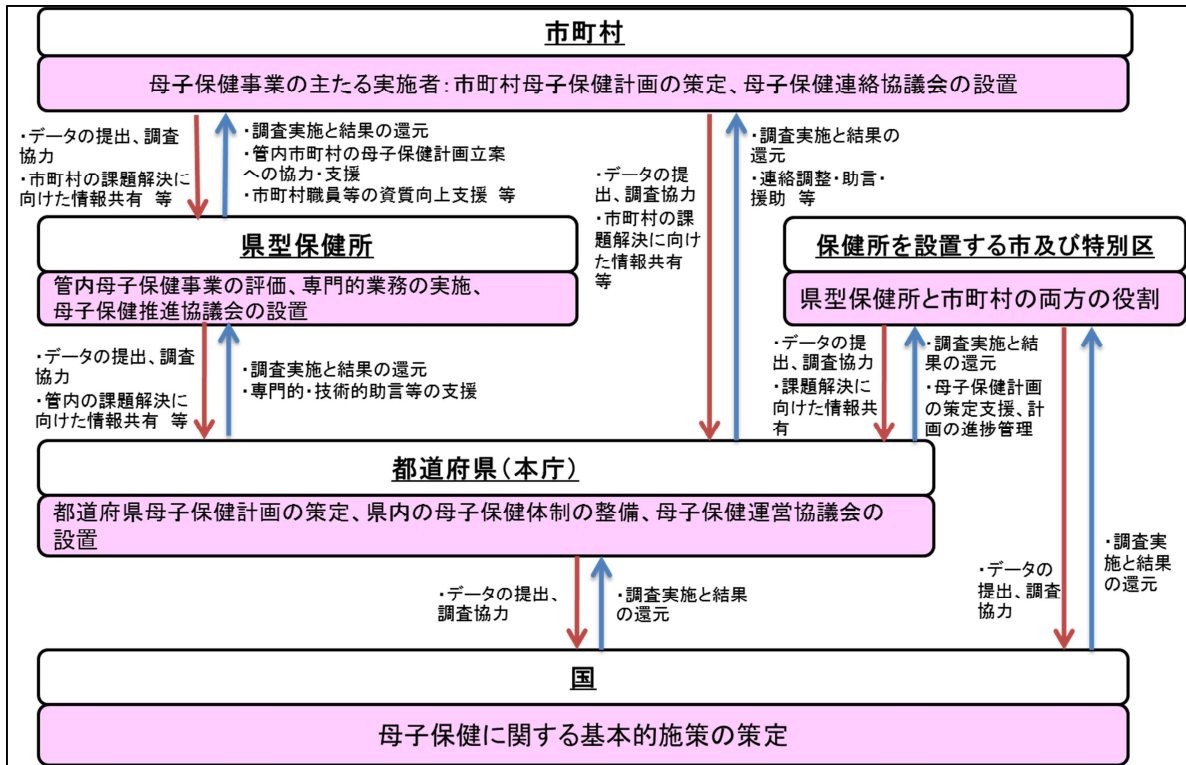
## **(4) 国及び地方公共団体における取組の推進－健康格差の解消に向けて国・都道府県・市町村に求められる役割－**

最終評価においては、

- ・ これまでに、母子保健事業が市町村に移譲されてきたことにより、都道府県や県型保健所の役割が曖昧となっている状況がある場合もあり、地域の課題を把握し必要な取組につなげる

仕組みが十分でなく、その結果、健康格差が地方公共団体間で生じてきていること  
 ・国民運動計画として、毎年「健やか親子21全国大会」を開催する等の取組をしているにも関わらず、広く国民への普及啓発が十分に行われていなかったことが主な課題として挙げられた。これらを踏まえ、「健やか親子21（第2次）」の推進にあたり、特に、国及び地方公共団体において必要な取組や役割について、以下に述べる（図2）。

図2 母子保健の取組を推進するための国と各地方公共団体の役割



都道府県においては、県内の市町村の取組の把握・評価や、各市町村間、他の都道府県及び全国との比較検証等により、県内の課題を把握し、健康格差解消に向けて必要となる取組に結び付けることが、十分できていなかったと考えられる。また市町村においては、母子保健事業の実施を通じて、収集した情報を必ずしも十分に活用できていなかったと考えられる。

地方公共団体間の健康格差解消に向けては、国・都道府県・県型保健所・市町村が、それぞれに求められる役割を果たすことが必要であり、そのためには、計画期間と達成すべき具体的課題を明確にした目標を設定することが求められる。また、取組を推進していくためには、「①地域の現状等の把握（情報収集）→②課題の抽出→③改善策の検討→④改善策の実行」というPDCAサイクルで母子保健事業を実施することが必要であり、そのための母子保健事業を評価する仕組みが必要である。

## ア 国の役割

全国的な母子保健水準や母子保健事業の実施状況等を評価するための目標を設定し、広く関係者等に対してその目標を周知する。

具体的には、次のような取組が重要である。

- 「健やか親子21（第2次）」の中間評価や最終評価を通して、継続的に指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を地方公共団体に還元すること。こうした国からの情報発信を行うことで、地方公共団体での母子保健事業の更なる推進に資することが重要である。こうした国における分析の結果等を活用することで、地方公共団体においては、母子保健事業の推進につなげることが求められる。

- 各地方公共団体における母子保健事業の取組について、評価が定期的にかつ適切に実施できるように、その評価の具体的な実施方法も含めたツール等を作成し地方公共団体に提供するとともに、事業を評価する手法等について研修を行うなど、母子保健計画策定の支援をすること。

## イ 都道府県の役割

都道府県は、県内の課題の把握等を広域的かつ専門的な立場から行い、都道府県母子保健計画を策定する。また、課題解決に向けて、県型保健所や指定都市、中核市、市町村といった地方公共団体間の役割分担や連携方策の検討等を行うことが求められる。

また、都道府県は市町村、医療機関、教育機関等の一体的な取組を推進する観点から、関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすことが期待される。このため、関係者の役割分担の明確化や連携促進のための方策について、広域的かつ専門的に検討を行うとともに、母子保健計画に反映させることが求められる。

具体的には、次のような取組が重要である。

- 母子保健に関する評価に必要な指標に係るデータを正確に把握し、課題を明らかにし、実態に応じた都道府県母子保健計画を関係者及び関係機関（医師会、学識経験者、保健所等の保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等）と連携・協働して策定すること。
- 都道府県は市町村母子保健計画の策定支援を行うとともに、市町村ごとの分析を行い、市町村間の健康格差の是正に向けた目標を設定するよう努め、計画の進捗を管理すること。
- また、定期的に県内の母子保健事業の指標に基づくデータの分析結果を県型保健所や市町村に還元し、県型保健所や市町村が自ら評価しやすい環境づくりといった支援を行うとともに、県民にも公表すること。
- 各指標について全国値との比較を行う等の方法により、実情を把握し、県全体としての母子保健事業の評価を行うこと。
- 保健所設置市を含めた県全体の課題を明確化し、健康格差の解消に向けた事業の取組を行うこと。
- 県内の母子保健課題を解決するために必要な人材の確保及び資質の向上に努めること。
- 医療計画の中に位置付けられている周産期・小児医療については、都道府県が主体となって取り組むこととされており、県型保健所や市町村と連携して医療体制の整備及び質の向上に努めること。

## ウ 県型保健所の役割

県型保健所は、地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点である。管内市町村における事業評価及びそれに基づく改善を円滑に進めるために、積極的に協力・支援に取り組むことが求められる。

具体的には、次のような取組が重要である。

- 母子保健事業の評価に必要な調査・研究等を推進し、管内市町村の情報の収集に努めること。課題解決に向けて都道府県と情報を共有し、必要な専門的・技術的助言等の支援を受けるとともに、管内市町村の母子保健計画立案に協力・支援すること。また、管内市町村とも情報を共有し、市町村の健康格差を解消するため、地域の実情に合った母子保健事業を推進するための方策を市町村と協議・検討し支援内容を立案すること。
- 管内の各市町村間、都道府県及び全国における数値との比較において大きな乖離がないか検証し、取組を評価することで、管内の課題を明らかにし、管内市町村の事業計画立案に活用すること。また大きな乖離がある場合には、対象集団の特性の差異によるものか、精度管理上の問題かなど問題の所在を明らかにするよう努めること。
- 市町村職員等に対する資質向上のための研修等を積極的に推進すること。

## エ 市町村の役割

市町村は、各母子保健事業の主たる実施者であり、まずは関連部署や医療機関、教育機関、その他の関係者と連携し、個々の状況に応じた、きめ細かな支援を行うことが必要である。さらに、事業の実施を通じて把握した情報等から、課題を明らかにするとともに対応策を検討し、事業に反映させていくことが求められる。

指定都市・中核市の場合は、前述の県型保健所の役割も同時に担うことになるが、その場合も、より広域的な事業評価等を行っていくためには、都道府県と連携することが重要である。

具体的には、次のような取組が重要である。

- 母子保健に関する評価に必要な指標に基づいたデータを正確に把握し、課題を明らかにし、実態に応じた市町村母子保健計画を関係者及び関係機関（医療機関や、都道府県・県型保健所を含む）等と連携・協働して策定すること。
- また作成した母子保健計画の進捗を管理し、定期的に評価すること。課題解決に当たっては、都道府県や県型保健所等の関係機関や関係者と連携すること。また、地域住民にも評価結果を公表すること。
- 乳幼児健康診査等について、精度管理の徹底が図られているか、評価ツール等を用いて自己点検し、適切な評価をして、母子保健事業を適切に実施すること。
- 母子保健事業評価の結果等を踏まえ、必要に応じて事業の実施体制等を改善すること。
- 母子保健事業の対象者を適切に把握するとともに、対象者に対して母子保健指標のデータ推移等を十分説明すること。また母子保健施策の重要性について、十分な広報・教育活動を行うとともに、母子保健事業の休日・夜間等における実施も含め、受診者の利便性の向上に努めること。
- 市町村職員等は、母子保健事業の運営やその質の担保を図るために必要な知識や技術の習得、研鑽に努めること。

## 2 効果的な取組方策のあり方について

現行の計画では、これまで各団体が幹事会を中心に活動してきたが、国民運動として更なる推進を図っていくためには、関係機関間の連携を図る体制を再構築するとともに、関係者だけでなく、広く一般の方にも「健やか親子21（第2次）」の取組を周知し、普及していく必要がある。

### （1）関係者による課題の共有や意見交換ができる体制づくり

これまで関係団体においては、課題ごとに連携や調整を図る体制をとってきたが、国民運動として推進していくにあたって、行政や当事者など関係者が一体となって課題を共有し、意見交換や連携・協力を図る仕組みが十分に機能していなかった。そこで、「健やか親子21（第2次）」では、課題ごと等、取組に参画するすべての関係者を含めて課題の共有等ができる体制を新たに構築することが必要である。また、この検討においては、当事者世代を含めつつ、性、年代、職業など多様なメンバーにより議論できる体制を整えることが求められる。

### （2）関係機関間における意見交換及び情報共有の充実

これまで国では、全国大会を開催し、母子保健に関する研究討議を通じて取組の推進を図ってきた。また、母子保健サービスの実施にあたっては、取組事例に関する参考情報を公式ホームページに広く紹介するなど、情報共有にも努めてきたところである。しかし、「健やか親子21」の目標達成に向け、効果的なプログラムの運用や当事者などが自己チェックできるようなツールの作成や展開が、まだ十分とは言えない。

また、「健やか親子21」公式ホームページについては、平成13年の開設以降、5,600件にわたる取組がデータベースに登録されているものの、「健やか親子21」推進協議会のうち、情報を提供した団体は約2割に留まっている。今後、好事例や課題解決のためのプロセス等事例収集を含め、各団体が活用できる取組等のアーカイブ情報の集約化や効果的な活用についても検討していくことが重要である。

### （3）多様な媒体を活用した更なる周知広報

「健やか親子21（第2次）」では、「すべての子どもが健やかに育つ社会」を目指しているため、当事者や関係者のみならず、広く一般に国民運動の意義や趣旨、具体的な取組について認識してもらえよう更なる周知広報を進めていく必要がある。

また、「健やか親子21（第2次）」においては、引き続き、次世代の健康や思春期から成人期に向けた保健対策について取り組むこととしているため、若者の興味や関心を引きつけるメディア等媒体を活用した効果的な広報活動や思春期に関する情報提供なども望まれる。具体的には、ウェブサイトのコンテンツ制作・運用、メールマガジン、フェイスブック、ツイッターなどSNSを活用した情報発信、参加型公式サイトの運営などであり、これらの情報を一般的に理解しやすいデータとして提示していく工夫も必要である。また、対象者も多岐にわたるため、対象者や活用場面ごとのサイトを作成したり、多くの団体が活用できるよう自己チェックもできるような形式で資料を提供するなど、国民に寄り添った内容にすることも求められる。

さらに、メディア等を利用したキャンペーンやシンポジウムの開催では、国民運動の主体的な参画を促すだけでなく、「健やか親子21」の取組を推進する団体の動機付けを高める工夫や、優良事例を表彰し、広く周知することにより、他の参画団体等の取組を後押しできるよう工夫することも重要である。

## 第7 おわりに

本検討会は、19人の委員で構成され、21世紀の母子保健のビジョンに関して幅広く6回にわたり議論を行い、本報告書を取りまとめるに至った。

平成26年は、「健やか親子21」の現計画の最終年となる。平成27年4月までの約1年間は、「健やか親子21（第2次）」が円滑に開始できるよう、十分に周知を行う期間であり、また、地方公共団体や推進協議会等の関連する団体において、現計画の評価を行うとともに、「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえ、さまざまな取組に関する新たな計画を立案する期間と位置付けている。

特に、国においては、国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」について、関係機関・関係団体はもとより、広く国民に周知することを求めたい。併せて、推進体制が活性化されるためには、その具体的な方策の検討や予算面での配慮といった準備が必要である。また「健やか親子21（第2次）」の中には、今後、追加調査が必要な指標もあるため、平成26年度のできるだけ早い時期に調査し、目標値を設定することを求めたい。

地方公共団体においては、「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえ、各地域での母子保健水準の評価や課題を把握し、その地域に必要な母子保健サービスについて、具体的な取組を地域の関係者とともに検討し、新たな計画を策定することが求められる。

関係機関や関係団体が一体となって、それぞれの役割意識をもって連携を図りながら、「健やか親子21」を国民運動計画として広く国民に周知し、当事者である国民自らが健康行動を実施できるよう、更に取組を充実させることが求められる。

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けて、「健やか親子21（第2次）」で設定した課題の解決が着実に図られるよう、国民運動が展開されることを期待する。

